

「アクアプラン川口 2 1 ～第 3 次川口市水道ビジョン～第 3 期改訂版（案）」

修正箇所

（太線、太枠部分を修正）

1 9 ページ

「■県水受水」に、県水の購入単価引き上げにかかる記述を追加

2 10 ページ

図 3-3 凡例 ×取井水 → ○取水井 に修正

3 11 ページ

「■安全な水質の維持」に、パブリック・コメントの意見を反映し、PFOS 及び PFOA にかかる記述を追加

「■「水安全計画」の策定」内の「世界保健機構」を「世界保健機関」に修正

4 45 ページ

「●事業計画」内の「1-1-1」第 3 期の事業費に、県水の購入単価改定額を反映

5 56 ページ

「●事業計画」の「配水管布設工事」第 2 期、「12,939mm」を「12,939m」に修正

6 86 ページ

表内「1-1-1 県水受水の安定化」に、県水の購入単価改定額を反映

7 108 ページ

「県水受水費」の項目に、県水の購入単価引き上げにかかる記述を追加

8 109 ページ

図 6-11 の令和 6 年度見込みを修正するとともに、図の解説文を付記

9 110 ページ

図 6-13 上部の説明文内「令和 4 年度以降」を「令和 6 年度以降」に修正し、図の表題に「実績」を加えるとともに、グラフの企業債残高対給水収益比率の基準メモリを修正

10 111 ページ

図 6-14 に県水の購入単価改定額を反映するとともに、改定にかかる記述を追加

11 113, 114 ページ

財政収支計画を、県水の購入単価改定額を反映させたものに修正

12 115 ページ

「2 企業債残高の抑制」の令和 7 年度～令和 10 年度欄に参考値として引用していた令和元年度の実績を、令和 4 年度に修正

2 水源の確保と安全な水質の維持

(1) 水源の確保

■ 県水受水

水道事業開始当時は地下水からの取水を水源としていましたが、急激な都市化による水需要拡大時期になると、地盤沈下の懸念から地下水取水規制がなされ、埼玉県営水道⁴からの受け入れを拡張していきました。現在では、給水量の約9割を県水⁵が占めています。県水の購入単価は、平成11年度の61.78円/m³（消費税抜き）から変更されていませんでしたが、令和8年4月に引き上げることが県議会で議決されました。県営水道の設備改修等による購入単価の上昇は水道事業に大きな影響を及ぼすため、今後もその動向を注視していく必要があります。

■ 自己水源の保全

本市が供給する水道水は、約1割を自己水源である深井戸から取水し、約9割を埼玉県営水道から受水しています。自己水源（深井戸）の割合は少ないものの、渇水時等の非常時には効果的に活用することができるため、日頃からの水質管理が重要です。

昭和40年代に建設された取水井⁶は老朽化が進んでいますが、新規の井戸の設置は、環境保全の観点から規制されているため、既存井戸の長寿命化を図りながら、深井戸の掘替を進め、自己水源率を維持する必要があります。

◆ 課題

- 自己水源の保全による安全な水質と自己水源率の維持
 - 取水施設（深井戸）の老朽化対策と適切な維持管理
-

4 埼玉県営水道

河川表流水を浄水処理した水道用水を、県内の市や町に供給する県営の水道事業体のことです。

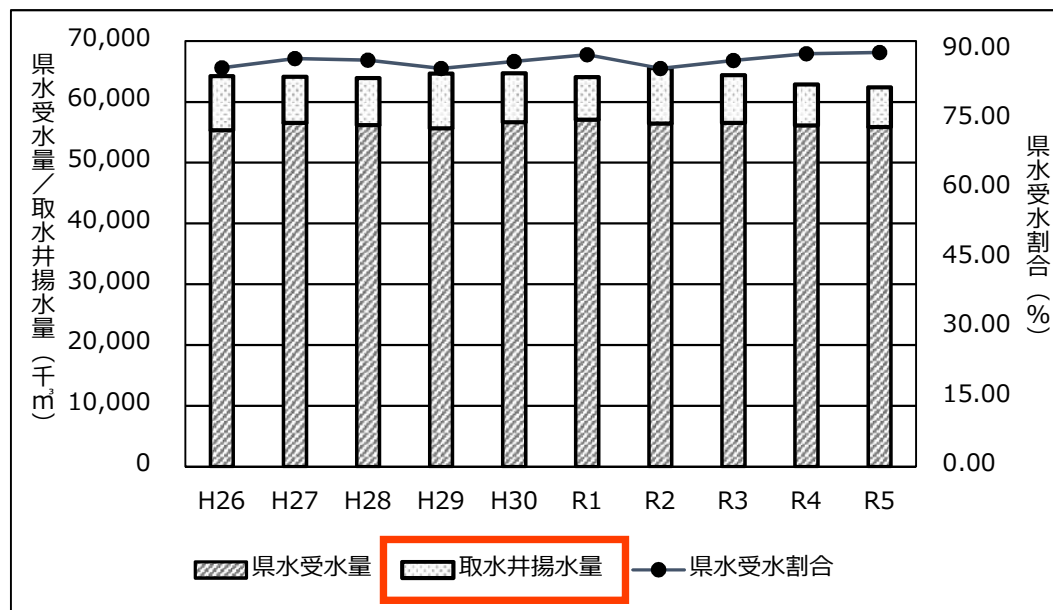
5 県水

埼玉県営水道から購入する水のことをいいます。

6 取水井

「しゅすいせい」と読み、地下水を取り入れるための取水施設（深井戸）です。

図表 3-3 県水受水量及び地下水取水量の推移



図表 3-4 県水購入単価の推移

期間	平成元年4月 ～ 平成2年12月	平成3年1月 ～ 平成4年3月	平成4年4月 ～ 平成9年3月
単価（消費税込み） 円／m³	48.41	47.70	59.13

期間	平成9年4月 ～ 平成11年3月	平成11年4月 ～ 平成26年3月	平成26年4月 ～ 令和元年9月	令和元年10月 ～ 現在
単価（消費税抜き） 円／m³	57.41	61.78		
単価（消費税込み） 円／m³	60.28	64.86	66.72	67.95

（２）安全な水質の維持

■安全な水質の維持

県水の水源である利根川・荒川水系においては、埼玉県や東京都などの水道事業者との協力体制により、水質事故の即応体制が敷かれています。

また、水道水は水質基準に適合するものでなければならぬため、水道法により水道事業者等には検査の義務が課せられていますが、水質基準のほか、有機フッ素化合物（PFAS）の一種である PFOS 及び PFOA を含む水質管理上留意すべき項目等について、毎年度水質検査計画を策定し、計画及び検査結果の公表に努めています。

また、本市では、県の浄水処理過程⁷を経て水質基準を満たした安全な県水に、厳格な水質監視により取水した地下水を加え、安全・安心な水道水を提供しています。

■「水安全計画」の策定

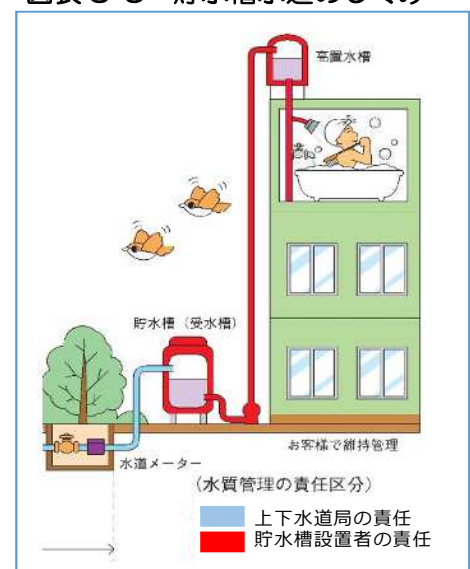
「水安全計画」は、飲料水の安全性を高めるために、水源から蛇口までの各段階における危害要因を抽出し、要因ごとに危害評価を定め、防止策を講じるための計画です。これは、世界保健機関（WHO）が提案した食品製造分野で確立されている考え方（HACCP⁸）を導入したもので、厚生労働省が策定を推奨したものです。

本市では、平成25年度にこの計画を策定、平成26年度から運用をはじめ、安全・安心な水道水の安定供給を維持しています。

■貯水槽水道設置者への関与

蛇口までの水の安全を確保するためには、貯水槽水道⁹についても、その設置者（管理者）に対し安全管理を促す働きかけが必要です。貯水槽の有効容量が10 m³以下である、水質管理規制対象外の小規模貯水槽水道設置者に対しても、適正管理を促進するための通知書を送付し、啓発を行っています。

図表 3-5 貯水槽水道のしくみ



7 浄水処理過程

雑物等沈でん、急速ろ過、塩素消毒などの水を浄化するための過程をいいます。

8 HACCP

食品衛生上の危害発生を予防するシステムの名称です。製造・加工のあらゆる段階で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定めて、連続的に監視することで、製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

9 貯水槽水道

マンションなどの建物で一旦貯水槽（タンク）に水を貯め、ポンプで直接または屋上にある高置水槽に送ってから利用者に水を供給する方式で、貯水槽から家庭内の蛇口までのことをいいます。

施策1-1 水源の保全と確保

1-1-1 県水受水の安定化

●事業目的

- 埼玉県から購入する原水（県水）の安定的な受水を図るため、埼玉県との連携を強化します。

●事業計画

事業計画 (取組)	第1期			第2期			第3期			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
県水受水量 の予測・調整	県水受水量の予測						県水受水量の予測			
	的確な配水量の確保・調整						的確な配水量の確保・調整			
埼玉県との 情報共有・ 連携	連携						連携強化			
事業費 (千円)	11,524,470			11,413,957			17,699,960			

●事業目標

- 水需要及び配水量の実績をもとに、次年度の受水量を的確に予測し、県水受水量を確保します。
- 埼玉県と情報共有を継続して実施し、連携強化を図ります。

目標項目 【水道事業ガイドライン】 【独自指標】	令和3年度 実績値 (第1期)	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値 (第2期)	令和10年度 目標値 (第3期)
給水制限日数(日) 【PI B115】	0	0	0	0
受水予測精度(%)	99.5	99.4	99.9	99.9

2-2-2 効率的な管路の拡張・充実

●事業目的

- ・安全・安心な水道水を安定して供給するため、管網未整備路線等に配水管を整備します。

●事業計画

事業計画 (取組)	第1期			第2期			第3期			
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
配水管布設 工事	φ75 mm～φ250 mm L=15,110m			φ75 mm～φ200 mm L=12,939m			φ75 mm～φ400 mm L=24,800m			
配水管布設 設計業務	配水管布設工事に係る設計業務						配水管布設工事に係る 設計業務			
上水道管網 図作成	市内上水管網図作成						市内上水管網図作成			
土木設計積 算システム 借上	埼玉県土木設計積算システム借上						埼玉県土木設計積算 システム借上			
事業費 (千円)	2,090,462			2,225,567			3,231,912			

●事業目標

- ・区画整理事業施行地区の管網未整備路線等に配水管を整備します。
- ・都市計画道路や道路事業等により道路が新たに整備された箇所に配水管を整備します。
- ・給水件数過多等による出水不良の路線やポリエチレン管等が布設されている路線に配水管を整備します。

目 標 項 目 【水道事業ガイドライン】 【独自指標】	令和3年度 実績値 (第1期)	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値 (第2期)	令和10年度 目標値 (第3期)
【再掲】管路の耐震管 率(%)【PI B605】	25.2	27.5	28.6	34.1
整備実施率(%)	96.7	97.6	100.0	100.0

2 期間別事業費

計画期間中の各事業の予定総事業費は次のとおりです。各年度の事業費は、ローリングにより、適宜見直します。

〈期間別予定事業費〉

(単位：千円)

目 指 す 方 向 性	基 本 政 策	施 策	事業 番号	事 業 名	第1期	第2期	第3期	計画期間 合計
					(R1年度～R3年度)	(R4年度～R6年度)	(R7年度～R10年度)	
					合計	合計	合計	
安 全		1 安全・安心な水道水の確保						
		1-1 水源の保全と確保						
			1-1-1	県水受水の安定化	11,524,470	11,413,957	17,699,960	40,638,387
			1-1-2	自己水源の確保	186,088	32,206	12,716	231,010
		1-2 安全な水質の維持						
			1-2-1	水質監視体制の強化	99,729	77,007	113,860	290,596
		1-3 安全な水道水の提供						
			1-3-1	貯水橋水道適正管理の促進	654	862	1,962	3,478
			1-3-2	水道管洗浄の促進	95,893	277,237	406,890	780,020
			1-3-3	直結給水の普及促進	0	0	0	0
強 韌		2 安定・快適な水道水の供給						
		2-1 水道施設の更新						
			2-1-1	浄配水場施設の更新	1,975,482	2,551,845	3,801,736	8,329,062
			2-1-2	老朽化管路の計画的更新	9,233,732	9,024,918	17,416,683	35,675,333
		2-2 配水管網の強化						
			2-2-1	配水管のネットワーク化の推進	920,597	724,740	486,097	2,131,433
			2-2-2	効率的な管路の拡張・充実	2,090,462	2,225,567	3,231,912	7,547,942
		2-3 維持管理の充実						
			2-3-1	浄配水場の適切な維持管理	730,491	810,524	1,327,590	2,868,605
			2-3-2	管網の適切な維持管理	223,859	239,078	541,140	1,004,077
		2-4 漏水対策の強化						
			2-4-1	漏水調査・漏水対応	1,898,410	2,109,884	3,291,982	7,300,276
			2-4-2	老朽給水管布設管の推進	2,643,998	2,843,646	3,726,022	9,213,666
			2-4-3	私道内給水管布設管整備補助の促進	14,334	30,557	80,000	124,891
		3 災害対策の推進						
		3-1 震災対策の強化						
			3-1-1	水道施設の耐震化	402,368	612,081	526,935	1,541,384
			3-1-2	応急給水・復旧体制の整備	66	206	786	1,058
			3-1-3	災害用資機材の整備	91,342	28,061	44,321	163,724
		3-2 危機管理体制の確立						
			3-2-1	テロ対策の強化	57,378	114,277	95,182	266,837
			3-2-2	漏水対策の強化	138	0	0	138
			3-2-3	水道事故対策の強化	0	0	0	0
			3-2-4	災害対応の強化	1,152	987	1,777	3,916
持 続		4 サービスの向上						
		4-1 お客様サービスの向上						
			4-1-1	お客様センターの利便性の向上	1,979,086	2,020,621	2,835,886	6,835,593
			4-1-2	サービスの多様化	142,739	172,990	247,584	563,314
			4-1-3	情報資産の管理と情報提供の推進	190	165	229	584
			4-1-4	水道事業PRとお客様の声の反映	12,810	20,921	27,733	61,464
		5 社会・環境との調和						
		5-1 地域社会との協働						
			5-1-1	地域社会との連携強化	3,431	1,254	2,776	7,460
		5-2 資源の有効利用と環境負荷の軽減						
			5-2-1	資源・エネルギーの有効活用	5,833	7,317	11,712	24,862
		6 経営基盤の強化						
		6-1 財政基盤の強化						
			6-1-1	水道料金の継続的検討	0	0	0	0
			6-1-2	収納率の向上	50	0	0	50
			6-1-3	資産・資金管理の効率化	86,611	107,382	122,959	316,952
		6-2 組織能力の向上						
			6-2-1	適正な組織・職員配置	0	0	0	0
			6-2-2	人材の育成	2,314	3,157	4,660	10,130
		6-3 経営体制の強化						
			6-3-1	中期経営計画の運用	6,558	78	44,000	50,635
			6-3-2	広域連携の強化	2,692	2,580	3,591	8,863
		15 施策	35 事業		34,432,957	35,454,105	56,108,682	125,995,744

※R1～5年度は決算額、6年度は予算額です。7年度以降は計画値です。

(イ) 投資以外の経費

投資以外の経費については、将来の景気の動向が不透明なことから、物価上昇率は見込まず、必要な額で、かつ合理的な額の確保を前提に概ね下記により算定しています。

費用	算定の考え方
職員給与費	実績値を考慮して算定しています。
委託・修繕・動力費等	計画期間の事業予定等により積算しています。
県水受水費	年間総配水量（計画期間の推計）から、自己水源の取水量（計画値）を考慮し、県水購入量を算出しました。県水購入量に県水単価を乗じて、県水受水費を算定しています（令和8年度以降は改定予定の県水購入単価を適用）。
支払利息	既発行債は、年度別償還予定額とし、新規発行債については借入利率を1.8%（5年据置）として算出しました。
その他 営業外費用	実績値を考慮して算定しています。

イ 財源試算

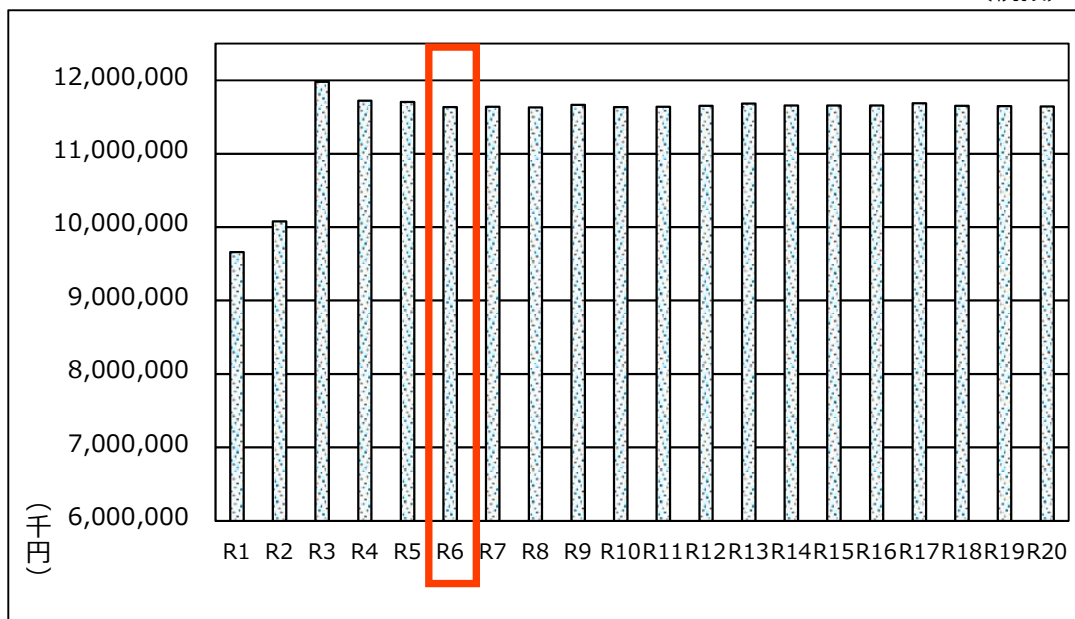
(ア) 給水収益

給水収益の算定にあたっては、将来の給水人口、水需要予測を踏まえ、下記により算定を行いました。

給 水 収 益	年間有収水量×供給単価
	※年間有収水量は、第4章で示した有収水量の推計値を用いています。
	※供給単価は、令和5年度実績値を基に算出しています。

図表 6-11 給水収益の実績及び見込み

(税抜)

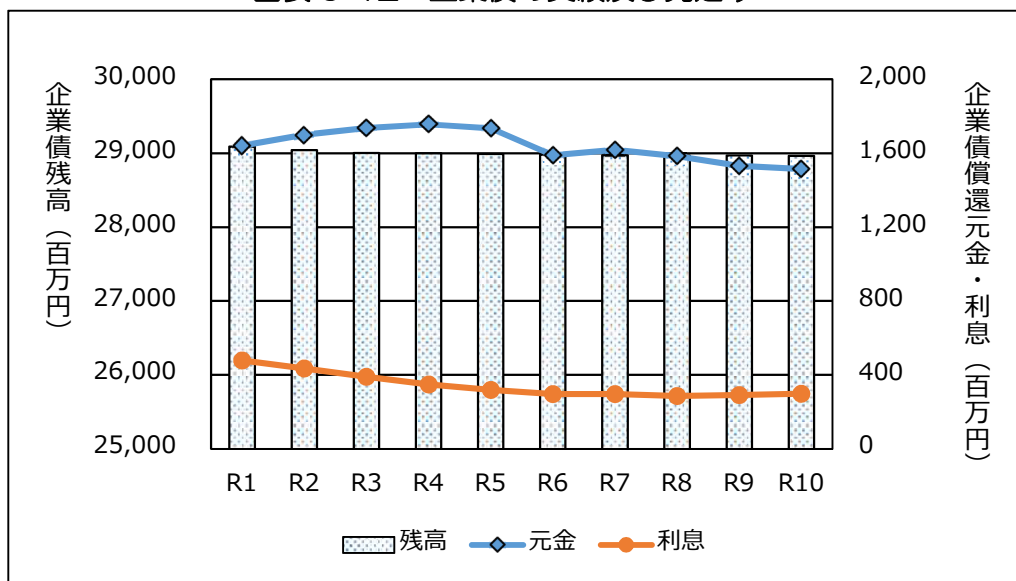


給水人口が増加傾向にある一方で水需要が減少傾向にあることから、給水収益は今後もほぼ横ばいで推移する見込みです。

(イ) 企業債

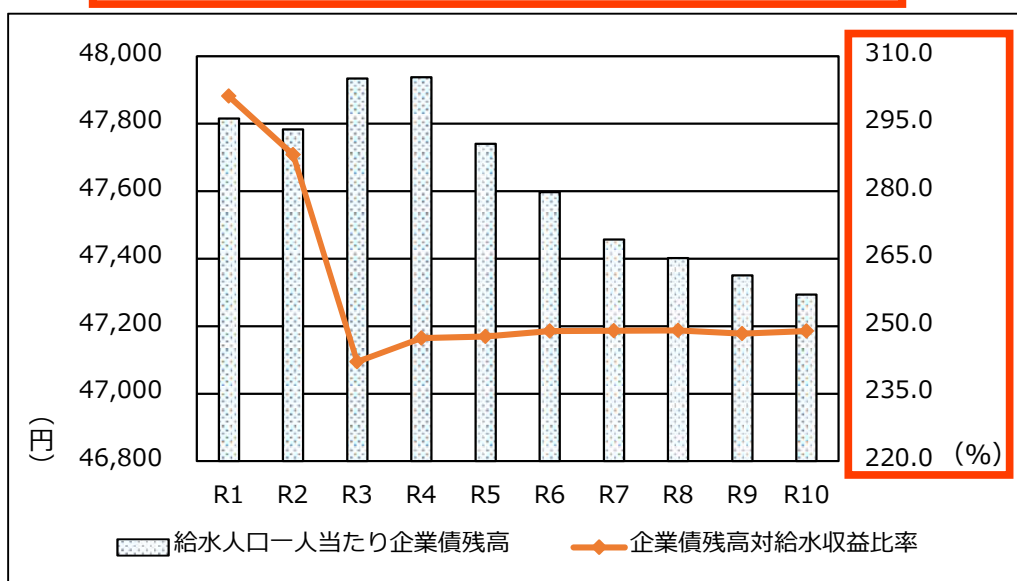
企業債は施設の整備・更新のための財源に多く充てられていますが、過度の起債は、元本の返済だけでなく、利息の返済も財政的な負担となります。さらに、企業債残高の増加は将来世代に過重な負担を強いることにもつながることから、本計画では、企業債残高の増加を抑制し、企業債償還金及び利息の低減を図った試算を行っています。

図表 6-12 企業債の実績及び見込み



令和6年度以降の給水収益に対する企業債残高及び給水人口一人当たり企業債残高は図表 6-13 のとおりとなる見込みです。

図表 6-13 給水人口一人当たり企業債残高と
企業債残高対給水収益比率の実績及び見込み



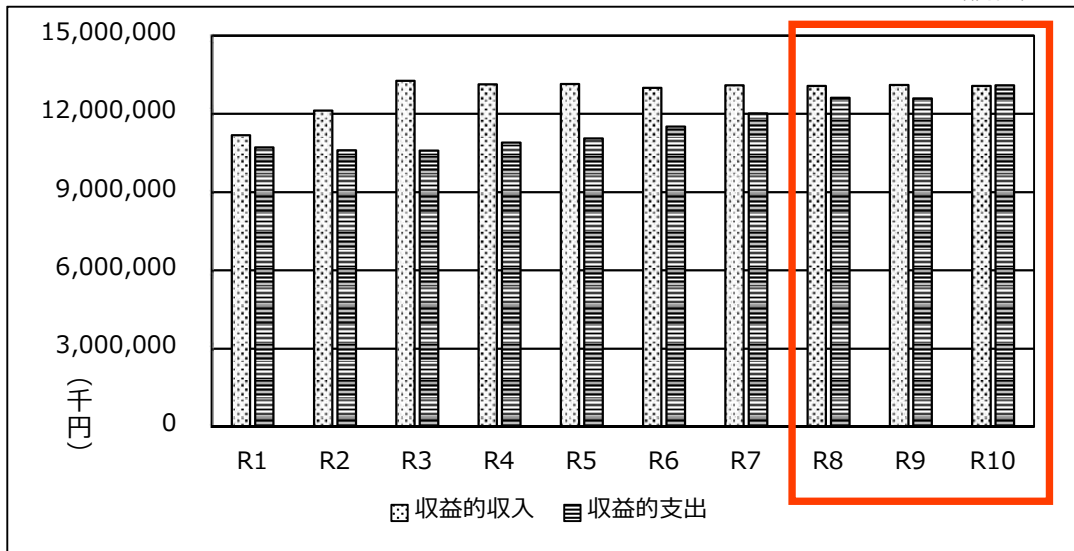
(2) 財政収支計画

ア 収益的収支

今後の施設の維持管理等事業活動に必要な収支の見込みは図表 6-14 のとおりです。
県水受水費の増加等により、令和10年度には支出が収入を上回る見込みです。

図表 6-14 収益的収支の実績及び見込み

(税抜)



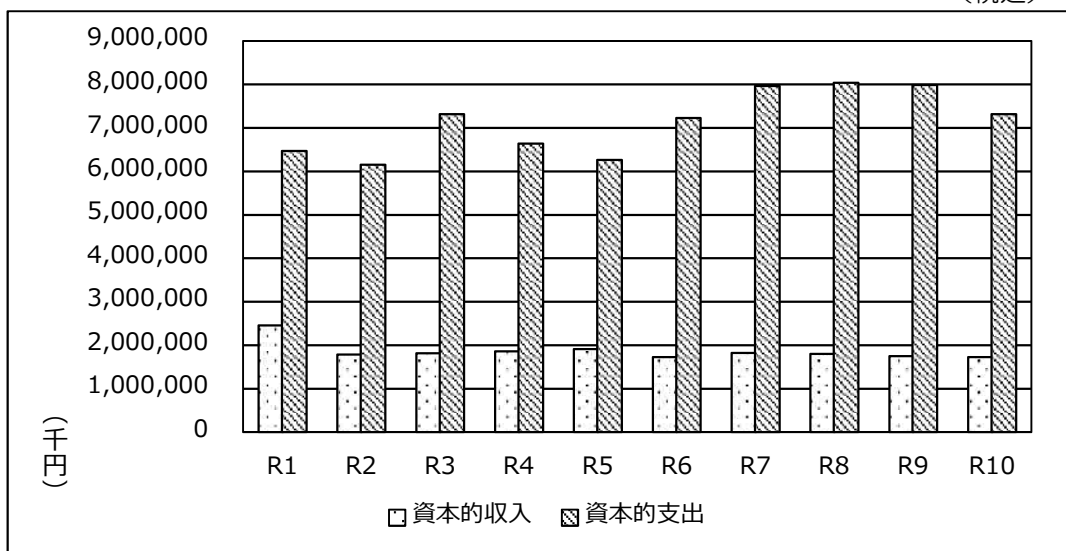
※R1～5年度は実績、R6年度は決算見込額、R7年度以降は計画額です。

イ 資本的収支

今後の施設整備・更新に必要な収支の見込みは図表 6-15 のとおりです。資本的収支における主な収入は企業債と一般会計負担金です。

図表 6-15 資本的収支の実績及び見込み

(税込)



※R1～5年度は実績、R6年度は決算見込額、R7年度以降は計画額です。

図表 6-17 財政収支計画（収益的収支）

（単位：千円/税抜）

収益的収支計算書				第1期中期経営計画			第2期中期経営計画			第3期中期経営計画			
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	営 業 収 益 ①	料 金 収 入	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
				10,903,112	11,033,399	12,940,275	12,777,256	12,829,605	12,724,545	12,829,638	12,772,320	12,804,040	12,776,632
				9,660,322	10,078,573	11,980,431	11,722,989	11,704,691	11,643,592	11,726,871	11,632,936	11,664,655	11,637,247
				97,045	86,327	73,617	71,289	78,355	76,345	74,645	78,355	78,355	78,355
				1,145,745	868,499	886,227	982,978	1,046,559	1,004,609	1,028,122	1,061,029	1,061,029	1,061,029
				278,883	1,100,733	324,076	352,519	313,437	276,157	269,126	303,811	300,271	299,032
				249,891	249,305	245,977	243,315	246,196	240,530	236,514	234,420	230,880	229,641
				28,992	851,428	78,099	109,204	67,240	35,626	32,612	69,391	69,391	69,391
				11,181,995	12,134,132	13,264,352	13,129,775	13,143,042	13,000,702	13,098,764	13,076,131	13,104,311	13,075,664
				10,225,371	10,169,035	10,201,130	10,548,025	10,736,278	11,202,430	11,711,053	12,321,214	12,290,308	12,791,729
				658,529	639,690	672,362	653,745	689,332	714,341	811,394	811,394	811,394	811,394
				170,718	168,500	174,077	223,040	177,237	282,574	279,375	279,375	279,375	279,375
				399,907	291,812	326,683	336,548	427,331	553,499	441,950	378,100	378,980	517,887
				90,320	95,940	92,649	93,460	112,353	124,161	136,066	136,066	136,066	136,066
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	営 業 費 用 ④	職 員 給 与 費	6,165,685	6,219,034	6,125,017	6,310,009	6,371,747	6,502,587	6,923,056	7,474,548	7,336,206	7,593,128
				2,740,212	2,754,059	2,810,342	2,931,223	2,958,278	3,025,268	3,119,212	3,241,730	3,348,288	3,453,878
				486,842	441,809	397,187	355,867	326,459	308,990	308,581	299,212	304,629	311,576
				479,196	434,902	390,464	349,124	319,038	300,299	301,271	289,701	295,214	302,296
				7,646	6,907	6,723	6,743	7,422	8,691	7,310	9,512	9,415	9,280
				10,712,213	10,610,844	10,598,317	10,903,892	11,062,737	11,511,421	12,019,634	12,620,426	12,594,937	13,103,304
				469,782	1,523,288	2,666,034	2,225,883	2,080,304	1,489,281	1,079,130	455,705	509,374	▲ 27,641
				52,950	18,812	1,102	1,001	2,977	25,465	1	1,121	1,121	1,121
				6,213	6,661	9,955	483,244	8,501	33,063	10,603	0	0	0
				46,737	12,151	▲ 8,853	▲ 482,243	▲ 5,524	▲ 7,597	▲ 10,602	1,121	1,121	1,121
				516,519	1,535,439	2,657,180	1,743,640	2,074,780	1,481,684	1,068,528	456,826	510,495	▲ 26,520
				2,808	9,327	4,766	1,946	9,207	3,987	5,671	0	0	0
				4,650,262	4,764,442	4,968,892	3,823,084	6,987,344	5,282,430	4,316,908	2,179,324	43,891	▲ 1,881,797
				1,109,613	1,210,642	1,227,817	1,233,429	1,313,937	1,344,953	1,240,172	1,244,518	1,247,709	1,244,952
流 動 資 産	流 動 資 産	う ち 未 収 金	流 動 負 債	2,547,234	2,698,740	2,622,702	2,512,916	3,081,650	2,417,296	2,485,001	2,681,144	2,655,053	2,719,084
				3,799	3,776	67,306	2,009	424,002	229	280	85,018	84,946	76,357
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				725,366	840,849	704,304	764,973	802,942	625,411	725,630	799,481	789,761	828,656

※端数調整をしているため合計が合わない場合があります。

※令和8年度以降は埼玉県営水道の料金改定（予定）にかかる増額分を含みます。

図表 6-18 財政収支計画（資本的収支）

（単位：千円/税込み）

資本的収支計算書				第1期中期経営計画			第2期中期経営計画			第3期中期経営計画			
資本的 収入 資本的 支出	資本的収入	企業債	債	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		国（都道府県）補助		2,300,000	1,650,000	1,700,000	1,750,000	1,730,000	1,580,000	1,610,000	1,580,000	1,530,000	1,510,000
		工事負担金		4,237	0	0	12,183	33,245	0	0	0	0	0
		その他		80,457	50,391	56,966	34,309	84,271	93,924	114,824	136,925	136,925	136,925
		計⑮		70,134	83,355	56,096	63,318	64,844	55,509	190,049	81,854	81,854	81,854
		建設改良費		2,454,828	1,783,746	1,813,062	1,859,810	1,912,360	1,729,433	1,914,873	1,798,779	1,748,779	1,728,779
		企業債償還金		4,827,897	4,450,147	5,580,836	4,884,551	4,529,630	5,986,647	5,914,729	6,477,569	6,472,070	5,817,666
		他会計への支出金		1,640,425	1,700,213	1,736,428	1,756,379	1,735,384	1,589,469	1,618,263	1,583,534	1,531,408	1,515,111
	計⑯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 ⑰＝⑮-⑯				6,468,322	6,150,360	7,317,264	6,640,930	6,265,013	7,576,116	7,532,992	8,061,103	8,003,478	7,332,777
				4,013,494	4,366,614	5,504,202	4,781,120	4,352,654	5,846,683	5,618,119	6,262,324	6,254,699	5,603,998
補填 財源	損益勘定留保資金			3,070,294	3,506,579	3,493,552	2,623,848	1,332,048	3,256,115	3,647,618	4,574,949	3,076,595	1,074,421
	利益剰余処分額			550,000	510,000	1,540,000	1,756,379	2,640,000	2,080,000	1,480,000	1,074,199	456,826	510,495
	繰越工事資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他			393,200	350,035	470,650	400,894	380,605	510,568	490,501	568,474	567,977	508,891
	計 ⑱			4,013,494	4,366,614	5,504,202	4,781,120	4,352,654	5,846,683	5,618,119	6,217,622	4,101,399	2,093,807
補填財源不足額⑲＝⑱-⑰				0	0	0	0	0	0	0	44,701	2,153,301	3,510,191
企業債残高				29,090,143	29,039,930	29,003,502	28,997,122	28,991,739	28,982,269	28,974,006	28,970,472	28,969,064	28,963,954
収 益 的 収 支 分				135,810	870,793	102,741	70,911	50,379	56,248	57,110	50,379	50,379	50,379
	うち基準内繰入金			135,810	54,085	64,866	70,911	50,379	56,248	57,110	50,379	50,379	50,379
	うち基準外繰入金			-	816,708	37,875	-	-	-	-	-	-	-
	資本的支出分			69,625	83,305	56,036	63,318	84,271	93,924	114,824	136,925	136,925	136,925
	うち基準内繰入金			69,625	83,305	56,036	63,318	84,271	93,924	114,824	136,925	136,925	136,925
	うち基準外繰入金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計				205,435	954,098	158,777	134,229	134,649	150,172	171,934	187,304	187,304	187,304

※端数調整をしているため合計が合わない場合があります。

※令和8年度以降の補填財源不足額は累計額です。

※令和8年度以降は埼玉県営水道の料金改定（予定）にかかる増額分を含みます。

9 経営目標

水道事業の運営において、経営の健全化が保たれているか否かを測るため、経営指標を以下のとおり設定しました。

	財政指標	令和元年度 (初年度実績)	令和5年度 (実績)	令和7年度～ 令和10年度
1	当年度純利益の確保 ▶安定した収入の確保と経費削減の徹底により、健全な収支バランスを維持する。	516,519 千円	2,074,780 千円	黒字経営を維持する ※経常収支比率の改訂期間内平均を115%以上とする
2	企業債残高の抑制 ▶過度に企業債に依存しない事業経営を行い、世代間の費用負担を公平に保つ。	301.13%	247.69%	改訂期間各年度の企業債残高対給水収益比率を250%以下に保つ ※R4 全国平均 268.07% 類似団体平均 251.26%

	投資指標	令和元年度 (初年度実績)	令和5年度 (実績)	令和7年度～ 令和10年度
3	管路の計画的な更新・耐震化 ①基幹管路の耐震管率 ②管路更新率 ・水道水の安定供給のため、管路の計画的な更新・耐震化を行う。	①81.34% ②1.01%	①85.49% ②0.96%	① 目標年度（令和10年度）まで90%を目指し上昇させる ② 改訂期間内平均を1.00%以上とする

※ここでの「管路更新率」は、経営比較分析表上の指標であり、第5章で掲げる「管路の更新率」（水道事業ガイドライン（PI B504））とは、数値が異なる場合があります。

「アクアプラン川口２１～第３次川口市水道ビジョン～改訂（案）」についての
意見募集結果 概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| １ 募 集 期 間 | 令和６年１１月１４日（木）から１２月１３日（金）まで |
| ２ 提 出 方 法 | 文書の持参、郵送、ＦＡＸ、電子メール |
| ３ 意見提出者数 | ４名 |
| ４ 意見提出件数 | 延べ１４件 |
| ５ 内 容 | 別紙のとおり |
| ６ 改訂案の修正 | あり |

アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～改訂（案）についての意見募集結果

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
▶意見聴取の方法等について					
1	—	○大切な水道事業のこと、パブリックコメントを問ううえで、ぜひ、住民説明会を開催して欲しい。値上げやプラン改訂など関心がもたれる時にこそ、ただパブリックコメントを求めるだけでなく、地域ごとの開催が必要である。	1	「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」の改訂にあたりましては、令和５年度に市民意識調査を実施することにより、無作為抽出による対象者（市民2,000名／事業所200所）のうち市民915名（45.8％）、事業所88所（44.0％）の皆様から本市水道事業に対する貴重なご意見を頂戴いたしました。 また、今回のパブリック・コメント手続は、川口市市民参加条例に規定する多様な意見を幅広く収集する手段として、計画の改訂案について市民の皆様からのご意見を募集したものでございます。 なお、水道事業への理解を深めていただく取組みといたしまして、上下水道広報誌「みずぐるま」により事業内容の定期的な周知・啓発を行っているほか、市内で開催されるイベントへの出展など多様な手段により、情報の発信に努めております。	なし
2	—	○前文として、今回の改訂のポイント、第3期の改訂ポイントのような、前回との違いが触れられているとよい。	1	この度の改訂は、令和元年度から令和１０年度までの計画期間のうち第２期が終了するにあたって必要な見直しを行うものであり、大きな方向性は変えておりません。改訂の趣旨等につきましては、１ページの第１章において記載しているところです。	なし
▶改訂案中の表現、文言等について					
3	11ページ 第3章 現状評価と課題	○今、川や水道水のPFAS汚染が世界的に問題になり、マスコミでも多く取り上げられるようになっている。プランの中でも触れていく必要があるのではないかな。 ○水質基準項目と基準値については、フッ素及びその化合物の内容をより詳細にし、mgではなく、国際的なμg（マイクログラム）で測定し公表すべきではないかな。	2	有機フッ素化合物（PFAS）であるPFOS及びPFOAについては、既に令和2年度より上下水道局において検査を行っておりますので、11ページの第３章２「（２）安全な水質の維持」において必要な文言を追記いたします。 なお、フッ素及びその化合物が記載されている13ページ図３－６の水質基準項目と基準値（５１項目）については、水道法第４条の規定に基づき定められている水道水の水質基準であり、単位についてもそれに倣っているものです。PFOS及びPFOAは水質管理目標設定項目で、目標値も50ng（ナノグラム）/Lと設定されており、測定結果は上下水道局ホームページで公表しております。	あり
4	33ページ 第4章 水道事業の将来像 ほか	○「お客様」との表現がどうしても引っ掛かる。自治基本条例から考えれば、公営企業とはいえ、市民の重要な水道事業であり、市民と一緒に作り上げていく事業、命に係わる重要な事業という点からも、市民を主人公にしていく役割もあるのではないかな。	1	水道事業は、公共性の高い事業である一方、ガスや電気などと同様に、使用者がその利用の可否を決定することができるサービス供給型の事業となっております。そのため、水道水の供給は上下水道局と使用者との給水契約によって行われ、水道サービスの提供に要する原価は、そのサービスを享受する受益者（使用者）によって支払われるという「受益者負担の原則」が基本となっております。 また、地方公営企業法第３条では、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされていることから、私ども上下水道局は、公共の福祉の増進に資する事業運営を行うと同時に、企業としての経済性を発揮し、効率的・効果的な経営に努めることも求められております。 以上のような観点から、上下水道局では、本局との給水契約に基づき水道を使用されている皆様を「お客様」と呼びし、第４章に掲げる企業ビジョン（理念）のもと、安全・安心な水道水の提供と、効率的・効果的な経営によるお客様サービスの拡充に努めているものでございます。	なし
5	99ページ 第6章 経営戦略	○「有収率が類似団体より低い」原因は漏水だけなのか。無効水量と無収水量の合計があまり減らない見込みとなっているのはなぜか。	1	有収率に影響する無収水量・無効水量の中の一つが漏水量であることから、代表的な削減策として漏水対策を記載したものです。無収水量・無効水量には他に、上下水道局の事業用に使用した水量やメーター不感水量などがあります。 なお、無収水量と無効水量の合計については、有効率や有収率の目標値を、これまでの実績をベースに上昇させるものとして算出したものになります。	なし

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
▶改訂案の内容、事業計画等について					
6	25ページ 第3章 現状評価と課題	○芝園配水場、横曽根浄水場のように再生可能電力の発電設備を設置しているのはとても良いと思う。費用は掛かるかと思うが、他の浄・配水場にも広げて欲しい。	1	環境負荷の低減に寄与する再生可能エネルギーを利用した発電設備等につきましては、浄配水場の更新を行う際などに、導入の可能性やその効果を検討して参ります。	なし
7	30ページ 第3章 現状評価と課題 ほか	○包括的民間委託はその範囲や委託料が課題である。プランでもふれている「人材育成、技術ノウハウ」など、災害時の技術職員の常勤配置に留意するべきではないか。	1	災害時の体制整備は大変重要であり、平時からの技術職員の確保及び人材育成や技術継承に努めているところでございます。また、災害時の配置だけでなく、今後必要となる施設の維持管理や更新に支障をきたさぬよう、対応を続けてまいります。	なし
8	112ページ 第6章 経営戦略	○「3年から5年ごとに適正な料金水準を検証する」とあるが、前回の料金改定から来年で4年が経過する。経常収支が黒字であれば、料金引き上げは必要ないと考える。	1	水道事業においては、収益的収支における利益を資本的収支で生じる不足額の補てん財源として充てているため、単に経常収支で利益が生じただけでは健全な事業経営とは言えない状況であります。そのため改訂案においても、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的にお届けするため、経営の効率化・健全化に取り組んでいくことを掲げています。	なし
▶事業運営に関する要望					
9	9ページ 第3章 現状評価と課題	○水道料金の引き上げは、家庭での消費だけでなく、多くの商品・サービスの値上げにつながるので、県水料金の引き上げに対し市として他の自治体とともに引き上げをしないよう、県に申し入れをして欲しい。	1	県水の料金改定に関しましては、県に対してその内容について丁寧な説明を求めるとともに、県民の皆様に責任ある情報発信をするよう、再三に渡り、強く要望してきたところであります。今後も、県に対しては、適時必要な要望を続けてまいります。	なし
10	—	○自然災害は私たちの努力で避けることができず、防災は市民の命を守る上で最も重要なことである。水は災害時には特に大切なものであることから、県や市は市民の給水などの利便性も考慮した政策を行い、避難所や病院への老朽管を入れ替えることは、あくまで国の負担で進めて欲しい。 ○浄配水場の更新など公共施設への莫大な経費などは、日本水道協会の要望を推進していく方向で、国や自治体の補助を進めるべきという立場をぜひ堅持して欲しい。ウォーターPPPの入札・公募を開始しないと、管路改築の国費を打ち切るなど強権的なやり方には、本当に危機感を感じる。 ○震災対策強化として特別に重要視されている「災害拠点病院及び救急告示医療機関、本庁舎や消防本部等」の重要供給施設への配水管布設工事（耐震化）に係る事業費は、震災対策の一環であり市民の水道料をもって財源するのではなく市の一般財源と国費で負担することを求める。	3	水道施設の更新・耐震化等に対しては国による補助金等が用意されていますが、本市では採択基準に合致せず、受けられるメニューが限られているのが現状です。こうした採択基準の緩和や撤廃、及び財政支援の拡充につきましては、公益社団法人日本水道協会を通じて、毎年度複数回、国に対して定期的に要望活動を行っているところでございます。 今後も引き続き、他の自治体とともに、要望活動を続けてまいります。	なし
11	—	○水道行政は、利潤を求める民間企業との精神とは相入れない。ヨーロッパでは、そのことがすでに実証されていることから、水道事業の民営化は進めないで欲しい。	1	水道事業の民営化は、住民サービスの向上や事業運営の効率化等を図るうえで効果が見込める場合に導入するものですが、本市においては、安全・安心な水道水を上下水道局が責任を持って市民の皆様にお届けすべきと考えておりますことから、現段階でその考えはありません。	なし

※ いただいたご意見は、全文ではなく要約のうえ掲載しておりますが、文言等につきましては原文のまま掲載しているものもあります。

アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～改訂（案）についての意見募集結果〔修正案〕

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
▶改訂案の内容、事業計画等について					
7	30ページ 第3章 現状評価と 課題 ほか	○包括的民間委託はその範囲や委託料が課題である。プランでもふれている「人材育成、技術ノウハウ」など、災害時の技術職員の常勤配置に留意するべきではないか。	1	水道事業における官民連携では、災害時に行政は市民の皆さまの対応に注力し、応急復旧については民間の力を活用するような形態が、不測の事態を想定した効果的な手法として国からも示されています。 本市としても災害時の体制整備は大変重要であると考え、平時からの技術職員の確保及び人材育成や技術継承に努めているところでございます。	なし
▶事業運営に関する要望					
10	—	○自然災害は私たちの努力で避けることができず、防災は市民の命を守る上で最も重要なことである。水は災害時には特に大切なものであることから、県や市は市民の給水などの利便性も考慮した政策を行い、避難所や病院への老朽管を入れ替えることは、あくまで国の負担で進めて欲しい。 ○浄配水場の更新など公共施設への莫大な経費などは、日本水道協会の要望を推進していく方向で、国や自治体の補助を進めるべきという立場をぜひ堅持して欲しい。ウォーターPPPの入札・公募を開始しないと、管路改築の国費を打ち切るなど強権的なやり方には、本当に危機感を感じる。 ○震災対策強化として特別に重要視されている「災害拠点病院及び救急告示医療機関、本庁舎や消防本部等」の重要供給施設への配水管布設工事（耐震化）に係る事業費は、震災対策の一環であり市民の水道料をもって財源するのではなく市の一般財源と国費で負担することを求める。	3	本市としても市民の皆さまの安全・安心を守ることを第一に考え、重要給水施設への配水管の耐震化を積極的に進めているところでございます。 なお、水道施設の更新・耐震化等に対しては国による補助金等が用意されており、本市としてもそうした財政支援のさらなる拡充につきましては、本市を含めた全国の水道事業体で組織する公益社団法人日本水道協会を通じ、毎年度複数回、国に対して定期的に要望活動を行っているところでございます。	なし